

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 荒川下流タイムラインの取り組みと周知について

【要旨】

本年六月に、国土交通省、北区、足立区、板橋区、消防、警察、鉄道事業者などで、荒川下流タイムラインが構築された。

今後、このタイムラインに沿って具体的な取り組みが必要であるが、北区の取り組みについて伺う。

上川 晃	公 明	代 表	四
------	-----	-----	---

一
まず始めに、荒川下流タイムラインの取り組みと周知についてお答えします。

北区では、国土交通省が本年五月に公表した荒川下流タイムラインの試行案に沿って、平成二十七年度の河川が増水しやすい出水期（しゅっすいき）においては、台風接近時の事前行動に取り組みました。

現在、本年度の運用状況を踏まえ、荒川下流河川事務所が中心となり、平成二十八年度の出水期（しゅっすいき）に向けて荒川下流タイムライン試行案の検証を行っています。北区といたしましては、国や東京都、関係機関などと、より一層連携を図り、「平成二十七年九月 関東・東北豪雨」の教訓を生かしながら、

【後頁に続く】

上川 晃	公明	代 表	四
------	----	-----	---

【前頁から続く】

区民の方々に対し、

荒川下流タイムラインの

一層の周知に努めるとともに、

水害対策の充実強化に取り組んでまいります。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 区民の健康づくりについて

(一) 健康寿命を延ばすための取り組みを問う。

ア 健康寿命を延ばすために、医師会では塩分少なめ、禁煙、適度な運動を呼び掛けているが、北区の取り組みを問う。

イ 三十代からの健康診査を実施すべきと思うが、見解を問う。

上川 晃

公明

代

四

二 ア・イ

次に、区民の健康づくりについてのご質問です。

はじめに、健康寿命を延ばすための

取り組みについてです。

毎日の食生活では、塩分の取りすぎは、

血圧を上げるほか、胃がんの原因の一つにもなるため、とりすぎないことが大切です。

また、喫煙は、がんや脳卒中、心疾患などの危険性が高くなります。

第二次の北区ヘルシータウン二十一では、

減塩や禁煙、成人期に運動する習慣をつける等の

区民の行動目標を定め、

減塩などの健康的な食については、

栄養教室や栄養講座での啓発や、

「健康づくり推進店」の増加に努めるとともに、

禁煙については、

(次頁に続く)

上川 晃

公明

代

四

(前頁から続く)

禁煙防煙講習会の開催や、

禁煙治療費助成事業を実施しています。

引き続き、ホームページなどで

情報の提供を図るとともに、

健康寿命を延ばすための取り組みを、

医師会、歯科医師会と連携を図り推進してまいります。

また、特定健康診査では、

四十代、五十代の受診率が低いことが
課題ととらえています。

まずは、生活習慣病を予防し、

健康寿命を延ばすためにも、

四十代、五十代の受診率向上に努め

三十代の健診につきましては、

費用対効果などの点を含め

他自治体の事例を研究してまいります。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 区民の健康づくりについて

(二) トランス脂肪酸について、北区の取り組みとして、①学校給食や保育所、学童クラブでの食材からトランス脂肪酸を排除すること。②区民へトランス脂肪酸について十分な情報を提供すること。を提案するが、見解を問う。

【概要】

トランス脂肪酸を一定量摂取すると悪玉コレステロールを増加させ、善玉コレステロールを減らすことから、心臓疾患のリスクを高めると言われ、使用を規制する国が増えているが、日本は規制されていない。食生活が欧米食に近くなっていることから、北区でもトランス脂肪酸への取り組みを提案する。

上川 晃

公明

代表

四

二 (二)

次に、トランス脂肪酸についてのご質問です。

内閣府の食品安全委員会の

ファクトシートによりますと、

「日本における一日あたりの平均的な

トランス脂肪酸摂取量は、

比較的少ない傾向が示されているが、

偏った食事をしている場合は、

WHOが推奨する最大摂取量を

上回る場合もあったとして、

食生活においてトランス脂肪酸を含む

脂肪全体の摂取について注意する

必要がある」としています。

区では、第二次のヘルシータウン二十一の中で、

栄養や食生活にかんして正しい知識を習得し、

自分にあった健康的な食生活を

(次頁に続く)

上川 晃	公明	代表	四
------	----	----	---

(前頁から続く)

実践していくことが必要としており、

栄養バランスのとれた食事を

規則正しくとる習慣を身につけていただくよう

食育講座や栄養教室を開催しています。

国の検討状況を注視しつつ、

引き続き、食を通じて、健康の保持・増進に向けた

取り組みを推進してまいります。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 区民の健康づくりについて

(三) 葉酸の摂取を推進することの必要性について問う。

北区の取り組みとして、①中学校の授業で、妊娠前から葉酸摂取の必要性を学ぶ。②妊婦健診や母子手帳交付の時に葉酸摂取の必要性を啓発する。③北区ニュースやホームページで周知する。以上の項目について見解を問う。

上川 晃

公明

代表

四

二 (三)

次に、葉酸（ようさん）の摂取を推進することについての「質問です。

平成十二年の国の通知の中で、

「妊娠可能な年齢の女性に関しては、

神経管 閉鎖障害の発症リスクを低減させるためには、葉酸摂取が重要であるとともに、

葉酸をはじめ その他ビタミンなどを多く含む

栄養のバランスがとれた

食事が必要であること等を

情報提供すること」としています。

葉酸は、体内の蓄積性が低く、

毎日摂取することが必要であり、

緑黄色野菜や果物などの

身近な食品に多く含まれています。

「食」は健康づくりの基本です。

(次頁に続く)

上川 晃	公明	代表	四
------	----	----	---

(前頁から続く)

栄養バランスのとれた食事をとる習慣を

身につけられるよう

引き続き、ご提案の趣旨を踏まえ

ライフステージにあった食育に努めてまいります。

上川

晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 北区マンション管理について

(一) 避難場所としてのマンションの活用について

【要旨】

品川区や墨田区では、マンションを災害時の避難場所として活用できるよう取り組みを進めている。

北区においても、大雨による荒川の氾濫や首都直下地震による大規模火災などが想定されているので、マンションを避難場所として活用すべきと思うが、北区の見解を問う。

上川 晃	公明	代表	四
------	----	----	---

三(一)

次に、マンション管理に関するご質問のうち、避難場所としてのマンションの活用についてお答えします。

北区では、本年三月に改定した東京都北区地域防災計画（風水害対策編）に基づき、切迫した災害の危険から逃れるために、高層の建物などを避難施設として確保することについて事業化いたしました。

一方、災害時の垂直避難施設として公営住宅などの公共施設から検討を進めていますが、民間所有のマンションを活用するためには、マンションの管理組合や居住者の理解と協力が必要不可欠となります。

今後、町会・自治会などと連携を図りながら、マンション建設計画などの様々な機会を捉え、避難場所の確保に取り組んでまいります。

上川

晃

公明

代表

四

三 北区マンション管理について

(二) マンションの適正管理について

【要 旨】

マンションは長く住むうちに建物や居住者と共に高齢化が進み、管理組合役員のなり手不足、建物の維持管理コストの増大、転売、賃貸化など、様々な課題が増えてくる。その結果、マンションの管理が十分に行われなくなるおそれがある。このような問題に対しても、豊島区は全国で初めてマンション管理推進条例を制定し、平成二十六年四月から施行され、様々な課題に向けて取り組んでいる。墨田区では分譲マンション計画修繕調査支援制度も行っている。

北区もマンションの適正管理を推進するマンション条例を整備すべきと考える。特にマンションの管理情報が適切かどうかを判断する外部監査も必要であると思うが、北区の見解を伺う。

上 川 晃	公 明	代 表	四
-------	-----	-----	---

三 (二)

次に、マンションの適正管理についての
ご質問にお答えします。

国が平成二十五年度に実施した

「マンション総合調査」では、
六十歳以上の世帯主の割合が五十・〇パーセントと、
平成二十年度調査の三十九・四パーセントから
大きく増加しています。

また、東京都が平成二十三年度に実施した

「マンション実態調査」においても、
築年数の経過したマンションほど、
高齢化や賃貸化が進み、
区分所有者の管理組合活動への参加が困難となったり、
役員のなり手がいなくなるなど、
管理上の問題が顕著であるとのことです。

(後頁へ続く)

上 川 晃

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

東京都では、老朽化したマンションのストックが今後急増する見込みであり、管理の適正化や円滑な再生に向けた取組強化が必要であるとの認識のもと、

平成二十六年七月に、東京都住宅政策審議会に対し、住宅施策の新たな展開を諮問し、

本年九月に「東京都におけるマンション施策の新たな展開について」が答申されました。

答申では、管理状況を把握するための条例化の検討や、外部の専門家を活用した管理方式などについて、具体的な提言がなされています。

現在、東京都はこの答申を踏まえ、特別区を含む検討会を設置し、施策の具体化に向けた検討を進めております。

(後頁へ続く)

上川 晃	公 明	代 表	四
------	-----	-----	---

(前頁から続く)

区といたしましては、

分譲マンションの適正管理への取組みを

推進するため、

年に二回、分譲マンションの管理組合役員や、

区分所有者を対象とした

分譲マンション管理セミナーを開催していますが、

都における検討会の検討状況や、

他区における取組状況の動向を注視し、

条例の整備も含めた対応策を

検討してまいります。

上川 晃	公 明	代 表	四
------	-----	-----	---

三 北区マンション管理について

(三) マンションの建替えについて

【要 旨】

マンションの寿命は六十年といわれ、それはコンクリートの中性化によるとされている。もちろん、大規模修繕など、メンテナンスにより建物に差はある。国は平成二十六年十二月から改正マンション建て替え円滑化法を施行し、五分の四の議決権で建物の売却などが行えるようになった。しかし、既存不適格なマンションなどは資産価値が大きく減少するため、都市計画や容積率の緩和などを含めて、行政の対応が今後の大きな課題であると言われている。

マンションの建て替え問題に関して、北区はどのように取り組むのか伺う。

上 川 晃

公 明

代 表

四

三 (三)

次に、マンションの建替えについての
ご質問にお答えします。

「マンション建替えの円滑化等に関する法律」
に基づき、耐震性不足の認定を受け、
新たに建替えられるマンションにおいては、
一定の敷地面積を有し、
市街地環境の整備・改善に資するものについて、
特定行政庁の許可による容積率制限の緩和が
特例として適用できることとなっています。
区といたしましても、
現在、活用されている
建築基準法上の総合設計制度や、
東京都マンション建替法容積率許可要綱を参考にして
取り組んでまいります。

(後頁へ続く)

上 川 晃

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

なお、一定の要件に該当する

老朽化したマンションを建て替える場合には、

建築設計費、建物除却費用などに対する

補助を行っておりますので、

引き続き、制度の周知に努めてまいります。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 北区スマホマナールールについて

(一) 小中学生のスマホ利用時間の制限等にかんする
取組について

【要旨】

スマートフォンにより、
小中学生の夜間利用、学力低下、LINEいじめ、
歩きスマホによる交通事故などが指摘されている。
小中学生のスマホ利用時間を制限した自治体も増えて
いるが、北区の取組について伺う。

上川 晃

公明

代表

四

四(一)

私からは、北区スマホマナールールについての
ご質問のうち、

小中学生のスマホ利用時間の制限等にかんする
取組について、

及び、東京オリンピック・パラリンピックについての
ご質問のうち、

学校におけるスポーツ事故の防止に向けた
取組について、

お答えします。

はじめにスマホ利用時間の制限についてです。

八月末には、

中学校PTA連合会の教育懇談会において、

区としての共通のルールづくりについて

小中学校のPTAの代表の方々と

意見交換を行いました。

【後頁へ続く】

【前頁から続く】

スマホの使用については、

本来家庭が責任をもつべきであり、

区としてルールをつくることは

なじまないのではないかという意見もありましたが、

共通のルールをつくることにより、

スマホに関する様々な問題の解決につなげたい

とする意見が多く聞かれました。

これを受けて、十月末までに、

各中学校の生徒会の皆さんより、

制限時間やルールの内容について

ご意見をいただき、

現在集約をしているところです。

これらの意見を踏まえ、

年内には、小中学校の校長会と協議して、

区としての共通のルールを作成し、

【後頁へ続く】

(答 弁 案)

教育長答弁

教育委員会事務局教育指導課

上川 晃

公明

代表

四

【前頁から続く】

来年早々には、

児童・生徒、保護者に周知してまいります。

上川 晃

公 明

代 表

四

(質問の事項及び要旨)

四 北区スマホマナールールについて

【要旨】

(一) 画面を見て歩く「歩きスマホ」により日常的に事故が発生しており、「歩きスマホ」禁止を求めるアンケートでは七十五パーセントの方が必要と答えている。北区の見解を伺う。

(三) 更に、スマホにイヤホンをつけて散歩やジョギング、自転車の運転をする人も増えている。長時間のイヤホン利用は難聴の原因となる。

今年の六月より道路交通法が改正され、自転車運転中のスマホ利用やイヤホンを付けての走行が取り締まりの対象となったが、スマホ利用者のマナーは改善されていない。

「北区版スマートスマホ条例」を制定し、教育現場から交通対策、医療ケアまで一貫した北区の取り組みが必要と思うが、北区の見解を問う。

上川 晃

公 明

代 表

四

四 (二)、(三)

次に、北区スマホマナールールについてのうち、歩きスマホなど

スマホ利用のマナー改善についてお答えします。

自転車走行中や歩行中のスマホ利用により、

全国各地で事故が発生している状況については、

北区としても重く受け止めています。

本年六月の道路交通法改正及び

東京都公安委員会規則では、

自転車運転中の携帯電話等の利用について、

片手運転や電話画面の注視、イヤホン利用により、

不安定な運転となるため、安全運転の義務や、

運転者の遵守(じゅんしゆ)事項の違反であり、

取り締まることが可能となりました。

また、歩きスマホは視界が極端に狭くなるほか、

注意力も散漫になり、事故を誘発することなどから、

【次頁へ続く】

上川 晃	公 明	代 表	四
------	-----	-----	---

【前頁から続く】

通信事業者が、歩行中にスマホを利用した場合に警告する機能を提供しており、

鉄道事業者では、駅構内において

マナー向上の啓発を行うなど対応をしておりますが、十分に浸透していない状況であると認識しております。

区としましては、

歩きスマホや自転車でのスマホ利用により、

周囲に危険が生じていることの周知徹底を図るため、

関係機関、所轄警察署、

町会自治会とも十分連携・協力し、

様々な広報活動などを通じて、

スマホ利用者の意識改革及びマナーの改善に取り組み、区内の安全・安心の向上に努めてまいります。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

五 東京オリンピック・パラリンピックについて

(一) タバコの煙のない環境

ア 受動喫煙防止について

イ 喫煙所の現状と今後の改善について

【要 旨】

国際オリンピック委員会は、千九百九十八年大会から禁煙方針を採択した。二十十年には世界保健機関との合意文書に調印し、歴代開催都市は、オリンピックまで受動喫煙防止法や条例を制定している。ナショナルトレーニングセンターを有する北区としてシティプロモーションに取り組むことが、イメージアップにつながると考えるが、如何か。

上川 晃

公明

代 表

四

五―(一)―ア・イ

次に、東京オリンピック・パラリンピックに
ついてのご質問にお答えします。

まず、たばこの受動喫煙防止についてです。

健康増進法に基づく、国及び東京都の通知では、
多数の者が利用する公共的な空間は、
原則全面禁煙とすべきであるとともに、

禁煙が極めて困難な場合は、当面施設の対応や
利用者に応じた適切な受動喫煙防止対策を
進めることとしています。

区では、区立施設における禁煙・分煙化基準に
基づき、区立施設の禁煙・分煙を行っており、
東京オリンピック・パラリンピックに向けて、
禁煙・分煙を一層徹底し、
受動喫煙防止に努めてまいります。

【後頁へ続く】

【前頁から続く】

次に、喫煙所の現状と今後の改善についてです。

区では、路上喫煙等による火傷(やけど)等の被害、吸い殻の散乱を防ぐため、区内全域で歩行・移動中の喫煙とポイ捨てを条例により禁止しています。

特に、人通りの多い赤羽・王子・田端駅周辺は、路上喫煙禁止地区としており、

指定喫煙場所以外での喫煙は禁止となっております。

毎年、転出入者が多い傾向の春と秋の時期に

主なJRの駅において自治会・町会などの皆さまと一緒に「地域美化推進キャンペーン」を行い、

区民の皆さまに条例の正しい理解とマナーの向上、地域美化へのご協力をお願いしています。

指定喫煙場所の改善につきましては、

他都市の事例なども参考に、

効果的な方策を研究してまいります。

上川 晃	公 明	代 表	四
------	-----	-----	---

(質問の事項及び要旨)

五 東京オリピック・パラリンピックについて

(二)「区民まつり」と「スポーツ祭り」の合同開催を提案する。

【要旨】

「区民まつり」は、毎年十月の第一土日に開催している。一方、N T Cの「スポーツ祭り」は、毎年体育の日に開催している。この二つのイベントを合同開催し、北区のイメージアップや街おこしに繋げていくべきである。

北区の良さは、「子育てするなら北区が一番」「長生きするなら北区が一番」「人が輝く、町が輝く、未来が輝く北区」です。この北区のイメージをさらに「世界のアスリートを育てる北区」として、N T Cとの連携がとても大切である。

その象徴として、「区民まつり」と「スポーツ祭り」のイベントの共催が最も有効と考える。

上 川 晃

公 明

代 表

四

五(二)

次に、「区民まつり」と「スポーツ祭り」の
合同開催にかんする、「質問にお答えします。」

「区民まつり」は、

平成十二年から区主催ではなく

北区町会自治会連合会と

北区青少年地区委員会が主催となっており、

王子、赤羽、滝野川の各地区の

お祭りの内容は、

各地区の運営委員会の皆さまが

決定しております。

一方、スポーツ祭りは、

文部科学省等の主催による、

「体育の日」中央記念行事として、

開催されます。

(後頁へ続く)

上 川 晃

公 明

代 表

四

(前頁から続く)

このため、合同開催には、課題がありますが、
区民まつりにおいて、

トップアスリートにご参加をいただくことや、

「ルート二〇二〇(にいまるにいまる)・トレセン通り」
をPRしていくことについては、

今後、「ふるさと北区・区民まつり合同運営委員会」
に相談してまいります。

ご提案の趣旨をふまえ、引き続き

ナショナルトレーニングセンター等のある

「トップアスリートのまち」に、ふさわしい、

事業展開が図れるよう、努めてまいります。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

五 東京オリンピック・パラリンピックについて

(三) 北区公式キャラクターについて

【要旨】

東京オリンピック・パラリンピックと北区とのつながりをシテイプロモーションとして取り組むことが北区のイメージアップにつながると思う。そのことを念頭にして伺う。

ご当地のキャラクターが全国の町のイメージとなり、大きく街づくりに貢献している。「ふなっシー」や「くまもん」などは、アニメのキャラクターをしのごう人気があり、その経済効果も数百億円といわれている。そこで、是非、北区の公式キャラクターを作るべきだと思ふ、北区の見解を伺う。

上川 晃	公 明	代 表	四
------	-----	-----	---

五（三）

次に、北区公式キャラクターについての
ご質問にお答えいたします。

各自治体や団体では、
公式キャラクターなどを活用して、
イメージアップに取り組んでいます。が、
全国で千を超えるキャラクターの中には、
必ずしも地域のイメージアップに
つながっていないものがあると認識しています。

北区では、東京オリンピック・パラリンピックの
開催に向けて、
「ROUTE2020（るーと・にーまる・にーまる）
トレセン通り」や
「フェンシング・車いすフェンシング教室」をはじめ、
「トップアスリートのまち・北区」の
積極的な情報発信を行うなど、

（次頁へ続く）

上川 晃

公明

代表

四

(前頁から続く)

北区にしかない魅力を戦略的・効果的に発信する
シテイプロモーションに取り組んでいます。

また、詳しくは所管委員会で報告しますが、
今後、北区シテイプロモーション方針を策定し、
より戦略的で北区らしい取り組みを進め、
区民の地域への誇りと愛着、
子育てファミリー層や若年層の定住化促進を
推進していきます。

東京オリピック・パラリンピックの開催は、
北区の認知度を高めるチャンスと考えておりますので、
より具体的な魅力を積極的に発信し、
「行きたいまち・住みたいまち北区」を
目指してまいります。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

五 東京オリンピック・パラリンピックについて

(四) 学校におけるスポーツの事故の

防止に向けた北区の取組について

【要旨】

学校におけるスポーツの事故、
たとえば、柔道や体育、部活での事故、
運動会での組体操などの事故も起きている。
十分な取組が必要であると考えるが、
北区の取組について伺う。

上川 晃

公明

代表

四

五(四)

次に、学校におけるスポーツの事故を防止する北区の取組についてお答えします。

各校では、東京都教育委員会の安全教育プログラムや安全教育の手引き等を基に安全管理や安全教育に取り組むとともに、年3回の体育実技・健康教育研修会を通して、水泳における救助法をはじめ、スポーツの事故を起こさないための留意点について理解を深めています。

また、重大事故につながる可能性がある柔道の授業では、事前に、畳の固定状況や弾力性を入念に確認するとともに、健康状況の把握の徹底や、準備運動として受け身を取り入れ、

【後頁へ続く】

上川 晃

公明

代表

四

【前頁から続く】

繰り返し練習をするなどの対策を取っています。

併せて、柔道の指導が安全で適切に実施できるよう、

北区柔道連盟の協力を得て、

外部指導員を派遣する体制を整えています。

また、組体操の練習中に、

児童・生徒が骨折等のケガをする事故が

複数発生したことを受け、昨年9月と今年4月に、

安全に配慮した組体操の実施について

通知をし、注意を喚起しました。

併せて、保健体育研究部小中合同研修会において、

体育の授業や部活動、組体操実施における

事故防止について指導を行いました。

今後も、校園長会、副校園長会を始め、

様々な研修会を通して、

スポーツ事故の発生原因や防止対策の共有化を図り、

事故の防止に努めてまいります。

上川 晃	公明	代表	四
------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

六 桐ヶ丘地域の諸課題について

(一) 都営桐ヶ丘団地について

ア、桐ヶ丘中央商店街の今後の方向性について

イ、区民センターや体育館について

ウ、スポーツ特区のイメージや進捗状況について

エ、コミュニティ活性化のための浴場設置について

オ、ファミリー向け定期借地権マンション整備につ

いて

カ、大橋病院の改築への支援について

キ、地域包括ケアシステムのモデル地域として整備

することについて

ク、「桐ヶ丘CCRC」の整備について

【要旨】

平成二十六年第三回定例会の代表質問で取り上げた各事項についての進捗状況について伺う。

(参考) CCRCC (Continuing Care Retirement Community)

米国発祥の暮らし方「継続的なケア付きリタイアメントコミュニティ」の略。高齢者が自立して生活できるうちに入居して、社会活動に参加し、介護が必要になった場合も医療を受けながら暮らし続ける仕組み。

(答 弁 案)

まちづくり部 まちづくり推進課・政策経営部 企画課
地域振興部 産業振興課・健康福祉部 健康福祉課

上川 晃	公明	代表	四
------	----	----	---

六(一)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク
次に、桐ヶ丘地域の諸課題についての
ご質問にお答えします。

初めに、都営桐ヶ丘団地にかんするご質問のうち
桐ヶ丘中央商店街の今後の方向性についてです。

区では、都営桐ヶ丘団地の建替えにかんしては、
東京都と協議を進めており、
商店街につきましても、関係の皆さまに
ご理解いただける計画案の提示を求めています。

東京都からは、土地利用の条件整理等を行い、
計画案の検討を行っていると聞いております。

次に、区民センターや体育館につきましては、
東京都の第六期事業計画策定に
遅れが生じていることから、

北区基本計画二〇一五(にせんじゅうご)に
改めて計画事業として、位置付けておりますので、

(後頁へ続く)

上川 晃

公明

代表

四

(前頁から続く)

今後、第六期事業計画の策定を踏まえ、

立地場所も含め、東京都と協議してまいります。

次に、スポーツ特区のイメージや進捗についてです。

「スポーツ特区」は、総合的な

スポーツタウンづくりをコンセプトに、

都市公園法による公園施設の緩和や

容積率・用途等土地利用規制の見直し、

エリアマネジメントの民間開放等の規制を緩和し、

オリンピック・パラリンピックに対する理解や歴史、

知識を深めスポーツをより身近に感じることのできる

スポーツアミューズメント施設の整備や

パラリンピアンとの連携による

バリアフリー都市の整備などを進めるというものです

今年八月末には、国家戦略特別区域及び区域方針が

一部改正され、東京都全域に

区域指定が拡大されました。

(後頁へ続く)

上川 晃

公明

代表

四

(前頁から続く)

区としても、これを好機と捉え、

区域計画事業の認定を目指し、

事業のイメージをより具体的なものとし

特区の強みをどう生かせるかを精査している段階です。

次に、コミュニティ活性化のための

浴場設置につきましては、

ご提案の趣旨を踏まえ、

引き続き、研究してまいります。

次に、ファミリー向け

定期借地権マンション整備につきましては、

残地の活用策の一つとして、

東京都に伝えているところですが、

現在のところ、明確な回答はいたっておりません。

区としても、ご提案のとおり、

ファミリー層の誘導策として

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

有効と考えておりますので、

第六期事業計画へ反映するよう要望してまいります。

次に、大橋病院の改築への支援につきましては、

桐ヶ丘地域の医療機能の必要性の観点から、

引き続き研究してまいります。

次に、地域包括ケアシステムのモデル地域として整備することについてです。

地域包括ケアシステム構築のための新たな柱となる、日常生活支援総合事業のサービス開発を行うために、現在、高齢者あんしんセンターごとに、地域資源調査やヒアリングを行うとともに地域課題についてのグループワークを実施し、準備を進めています。

高齢化率が50%を超える桐ヶ丘地域についても、高齢者あんしんセンターを中心に

(後頁へ続く)

上川 晃

公明

代表

四

(前頁から続く)

区民の皆さまと話し合いの場を設け、

地域資源を活用しながら取り組んでまいります。

次に、「桐ヶ丘CCRC」の整備についてです。

東京都版CCRCは、

官民連携 福祉貢献インフラファンドを創設して、

高齢者向け施設や子育て施設を含む

福祉貢献型建物の整備を行うものでありますが、

東京都においても

研究を始めたところと聞いております。

都営桐ヶ丘団地の再生計画においても、

快適な住宅・住環境のまちづくりに向けて

整備を進めているところですが、

今後、東京都における研究・検討経過を踏まえ、

区のまちづくりや高齢者施策の

参考としてまいります。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

六 桐ヶ丘地域の諸課題について

- (一) 赤羽台団地のファミリー向け定期借地権マンション整備について

【要旨】

現在、第四期事業計画を策定中と聞いているが、前回質問した赤羽台団地のファミリー向け定期借地権マンション整備の進捗状況について伺う。

上川 晃	公明	代表	四
------	----	----	---

六(二)

次に、赤羽台団地のファミリー向け定期借地権マンション整備についての質問にお答えします。

ファミリー向け定期借地権マンションの整備につきましては、赤羽台団地建て替え後の残地の活用策の一つとして、UR都市機構に伝えているところですが、第四期の事業計画については、第三期の戻り入居時期が遅れたこともあり現在も継続して策定作業を進めていると聞いております。

上川 晃

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

六 桐ヶ丘地域の諸課題について

(三) 都営桐ヶ丘団地、UR赤羽台団地等一帯での一時利用駐車スペースの設置について

【要旨】

都営赤羽五丁目団地、都営桐ヶ丘団地、UR赤羽台団地一帯に一時利用できる駐車スペースがなく、駐車違反で取り締まられる。居宅介護、在宅医療が国の方針。障害者総合支援の観点からも駐車スペースの設置を要望するが、区の見解を伺う。

上川 晃	公明	代表	四
------	----	----	---

六(三)

次に、都営桐ヶ丘団地、

UR赤羽台団地など一帯での

一時利用駐車スペースの設置につきましては、

高齢化等に伴うさまざまな生活事情を抱える

団地住民の現状や

地域の要望、将来の需要などを踏まえ、

適切に確保するよう

引き続き、

東京都及びUR都市機構に求めてまいります。